

掛川市規則第 14 号

掛川市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 27 年 3 月 23 日

掛川市長

(別紙)

掛川市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市債権管理条例施行規則（平成24年掛川市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（徴収職員証の提示等）」に改め、同条中「強制徴収債権（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。）の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員」を「前条の規定により滞納処分に関する事務の委任を受けた者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（滞納処分に関する事務の委任）

第5条 強制徴収債権（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。以下同じ。）及び当該強制徴収債権に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、強制徴収債権の徴収に関する事務に従事する職員のうちから市長が指定する者に委任する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（掛川市戸別浄化槽条例施行規則の一部改正）

- 2 掛川市戸別浄化槽条例施行規則（平成17年掛川市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

第27条第1項中「様式第23号」を「様式第22号」に改め、同条第4項中「様式第24号」を「様式第23号」に改め、同条を第28条とし、第28条を第27条とする。

様式第22号を削る。

様式第23号中「第27条関係」を「第26条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第24号中「第27条関係」を「第26条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

（掛川市介護保険条例施行規則の一部改正）

- 3 掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第33条を削り、第5章中第34条を第33条とする。

様式第17号を削る。

